

ID: 1010

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	汚染の拡散の防止の措置の命令		
例 規 名 根 拠 条 項	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第116条第2項		
例 規 番 号	平成12年12月22日条例第215号		
【基準】 (汚染の拡散の防止の措置の命令) 第116条第2項 知事は、前項の調査の結果、当該敷地内の土壌の有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていると認めるときは、当該有害物質取扱事業者に対し、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該敷地内の汚染土壌の拡散を防止するための計画書（以下「汚染拡散防止計画書」という。）を作成し、これに基づき、汚染の拡散の防止の措置をとることを命ずることができる。この場合において、当該有害物質取扱事業者が当該敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日